

共同研究開発契約・開発委託契約の 基礎知識とトラブル回避のポイント

～契約書条文例や判例を交えながらわかりやすく解説～

□日時：2019年 8月 7日(水) 10:00～17:00 (6H)

□講師：弁護士法人淀屋橋・山上合同
弁護士・弁理士

藤川 義人氏

□会場：本会関西本部内 専用教室（下記案内図参照）
大阪市西区鞆本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内

□主催：一般社団法人日本経営協会

□セミナーのねらい

オープンイノベーションの概念が広く定着した今日、企業の開発業務においては、自社単独の開発ではなく、他社との共同研究開発や開発委託という方式を選択することが多くなりました。また、自社にはない外部の知識やノウハウを利用するために、大学や研究機関等と提携するケースも増えています。しかしながら、外部との連携には、不確実な要素やトラブルと隣りあわせの問題（例えば、成果物の帰属や利用、秘密保護の問題）が常に付随します。契約書の作成や検討、交渉にあたっては適切なリスク管理の視点を持つことが必要です。

本セミナーでは、企業の開発業務において重要な共同研究開発契約と開発委託契約を取り上げ、文案や事案を交えて基礎からわかりやすく解説いたします。

この機会に関係各位の積極的なご参加をおすすめ申し上げます。

講師紹介

弁護士法人淀屋橋・山上合同
弁護士・弁理士

藤川 義人氏

早稲田大学法学部卒、京都工芸繊維大学繊維学部応用生物学科卒。平成7年弁護士登録(大阪弁護士会)、平成9年弁理士登録。奈良先端科学技術大学院大学知的財産専門アドバイザー(平成15年～現任)、京都大学大学院法学研究科非常勤講師(平成19年～平成29年)、京都大学産官学連携本部客員准教授(平成21年4月～平成28年)、京都産業大学法学部特定任用教授(平成25年～平成30年、平成31年～現任)、京都大学大学院法学研究科客員教授(平成26年～平成29年)等。現在、所属法律事務所のパートナーとして、知的財産法分野を中心とする企業法務を担当している。

【著書】

「よくわかる知的財産権」(2000年、日本実業出版社)等。

■ 申込要領 ■

参加料：
(1名につき)

	参加料	消費税	合計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一般	35,000円	2,800円	37,800円

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXにて下記へお申込みください。追って、参加料と振込口座名を記載した請求書をご派遣責任者までお送りします。参加料は開催の3営業日前までに必ずお振込みください。
(経理処理の都合等にて遅れる場合にはご一報ください)
●領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
●電話では、ご予約のみ承ります。(後日、必ず申込書をご送付ください)
●振込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。

キャンセルについて

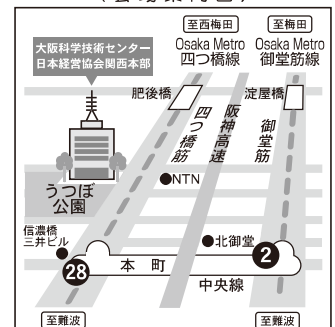
開催日の3営業日前からは受講料(税込)の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

その他：●教材は原則として当日お渡しいたします。
●ご参加者が定員を超えた場合や(講師と)同業の方からのお申込みはお断りする場合があります。
●録音・録画・写真撮影は原則としてお断りいたします。
●参加者が少人数の場合、中止もしくは延期させていただく場合がございます。中止の場合は、ご入金いただいた参加料を全額返金いたします。

お申込・お問合せ先：一般社団法人日本経営協会 関西本部 企画研修グループ 担当：佐々木

〒550-0004 大阪市西区鞆本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 URL <https://www.noma.or.jp/kansai/>
TEL 06(6443)6962(ダイヤルイン) FAX 06(6441)4319 E-mail ksosaka@noma.or.jp

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
▶四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
▶御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
▶四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
▶御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

□プログラム□

1：はじめに ～契約書作成の意義・役割～

2：共同研究開発契約の基礎とポイント

- (1) 契約種類別のポイント
 - ① 契約相手、契約目的によって異なるポイントの説明
 - ② 大学・研究機関との共同研究契約の特徴と実務上の注意点
- (2) 契約締結前の準備事項
 - ・ 契約締結前の自社技術を契約締結後の共同成果と誤認されない実務上の工夫
- (3) 定義条項、目的条項
 - ・ 定義条項が不明確であったため争いとなった事案
- (4) 役割分担、費用負担等
- (5) 情報交換、進捗管理
- (6) 成果の帰属、出願手続等
 - ・ 実際に問題となった事案
- (7) 成果の実施、事業化
 - ・ 契約類型、発明類型ごとに異なる実務上の解決策の紹介
- (8) 秘密保持、目的外使用禁止、成果公表
 - ・ 営業秘密の帰属が争われた事案 など
- (9) 対立の排除(第三者との共同開発の制限、不競争義務等)
- (10) 改良技術の取扱い
- (11) 契約の終了(中途解約、解除事由、契約期間、契約終了後の措置)
- (12) 一般条項(契約上の地位譲渡禁止、合意管轄など)
 - ・ 管轄の規定に関する実務上の工夫
- (13) 共同研究開発に関する独占禁止法ガイドライン

3：開発委託契約の基礎とポイント

- (1) 総論
 - ① よくあるトラブルの種類と対応策
 - ② 開発委託契約において注意すべき特別法(下請法等)
 - ③ 契約の法的構成(請負、準委託等)
- (2) 定義条項
- (3) 仕様の確定と変更
 - ・ 仕様確定作業の重要性について
- (4) 業務推進体制
 - ① プロジェクトマネジメントの重要性
 - ② 偽装請負問題との関係について
- (5) 再委託
- (6) 検収
 - ・ 実際に問題となった事案
- (7) 代金支払
- (8) 危険負担
- (9) 瑕疵担保責任
 - ・ 実際に争われた事案
- (10) 権利の帰属
 - ① 開発委託契約における著作権、特許権等の帰属と権利処理のパターン
 - ② 実際に問題となった事案
 - ③ 著作権譲渡合意において必ず規定すべき事項
- (11) 侵害条項
- (12) 損害賠償責任
- (13) その他(秘密保持、解除、通知、契約上の地位譲渡、契約変更、合意管轄など)
 - ・ 受託者が倒産した場合のトラブル予防策・対応

(3.0)

-----キ-----リ-----ト-----リ-----線-----

FAX (06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部企画研修グループ (佐々木) 宛

NOMA 「共同研究開発契約・開発委託契約の基礎知識とトラブル回避のポイント」参加申込書 (3287)		2019. 8/7 32, 400/37, 800	
(フリガナ) 会社名： 団体名	TEL () - FAX () -	業種：	従業員数： 資本金：
(フリガナ) (〒) 所在地：	ご派遣責任者： 所属・役職：		
参加者氏名	所属・役職名	●お支払い方法 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> その他 通信欄 〕 ご請求先(ご担当) _____ (ご所属)	
(フリガナ)			
(フリガナ)			
(フリガナ)			
※Eメールで本会セミナー情報をご案内いたしますので、アドレスをご記入ください。 []			

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
 ①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内 なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。----- □ 不要